

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年10月20日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

高齢者就業マッチングアプリケーション GBER を活用した就業推進事業に係る準備と実証実験の運營業務

#### (2) 目的

世田谷区の高齢者人口は増加傾向にあり、令和2年4月時点では約18万人とされ、将来人口推計によれば令和10年には約20万人に達することが見込まれている。一方、令和元年度に65歳以上の区民を対象に行った区の高齢者ニーズ調査によれば、推計値で約9,500人の働きたい区民の方がいるという結果がある。平均寿命が延び、国は令和3年4月より施行される予定の、雇用保険法等の一部を改正する法律において、65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置を講ずることを企業の努力義務にするなど、70歳までの就業を支援することとしている。

高齢者の就労ニーズに関しては、前述の高齢者ニーズ調査より、働きたい職種は、「専門技術」「事務」の希望が多く、1日に働きたい時間は約6割の方が3～5時間の勤務を希望している。また、1週間に働きたい日数は3日程度であった。

そこで、区では生業からいきがづくりまでシニアの幅広い就労ニーズに応える支援を行うため、雇用を伴わない一時的な仕事など仕事のバリエーションを増やし、短時間労働や在宅労働など多様な就業マッチングが可能となるAIの活用研究および試行を行う。これによりシニアの就業のマッチングの加速化を図る。また、有償ボランティア活動など経験やスキルを活かして社会に貢献できる取組みなども取り込む。

本事業の実施にあたり、区は国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターが所有・研究している、AIを活用したジョブマッチングアプリ「GBER」を活用して実証実験を行う。

「GBER」は、情報技術を使って就業意欲のある元気なシニアが就業を通じて活躍できる環境づくりを目指し研究・開発され、個々人の経験・能力も不均一で、就労に求める条件も多様なシニアの就労ニーズを、AIを活用してきめ細かにマッチングするICT基盤(=クラウド)のことである。これにより、「GBER」を利用するシニアは、手元のパソコンやスマホを使って、自分の予定とスキルにあわせて「社会とつながるため」、また「生きがいを得るため」などの仕事を選び応募ができることが可能となる。

区は、高齢者の孤立・孤独の防止、健康寿命の延伸などの課題に対応するため、高齢者が地域の中でいきいきと暮らせるよう、就労・就業支援や地域活動への参加促進施策を充実させる。

特に就労に関しては、人が社会で暮らしていく中で、その人の経済的な基盤となるだけでなく、社会で達成感や有能感を得て、生きる活力となる。また、就労者が増えるこ

とで、区内産業の担い手が増え、地域での顔と顔の見える社会の充実に繋がるものと考えことから、本事業を実施することでシニアの就業と地域参加を促進していくことを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙に記載の課題解決における役割のうち、運営事業者の役割とする課題に取り組む。また、事業全体のプロセス設計、事業企画・推進、各種指標の検討などマネジメントも行う。

### (4) 履行期間

令和2年12月7日から令和3年3月31日まで（予定）

※令和3年度以降の本事業にかかわる契約の締結は、令和3年度以降予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

## 2 参加資格要件

本事業を実施するため、実施方針に示す区の考え方を共有し、意欲と熱意を持ち、着実に遂行できる法人であること。また、区における地域の特性や現状を把握し、将来的なビジョンを持ち、地域とのネットワークの構築に努め、広く区民に対して、本事業の啓発を図る法人であること。また、本事業により、シニアの就労促進のほか地域経済の底上げや地域の活性化を図ることなどを推進できる法人であること。

さらに次の（1）から（6）までの要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- (4) 本事業を円滑に遂行できる安定した財務能力を有していること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (6) 現在、請負業務のあつせん事業を行っていること。ここで言う請負とは、民法第632条の労働の結果としての仕事の完成を目的とするものをいう。

## 3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では、提出された参加表明書及び添付資料により資格要件を確認する。提案書の選定は行わない。

## 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施方針
- (2) 実施体制
- (3) 過去の経歴・実績内容
- (4) 本事業に関する提案

- (5) 財務の安定性
- (6) 見積金額の妥当性

## 5 手続き等

### (1) 担当部署

世田谷区経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課 担当 花井、井上

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7

TEL：03-3411-6662

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/jigyosha/001/d00188275.html>

E-mail：SEA01002@mb.city.setagaya.tokyo.jp

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和2年10月20日（火）～ 令和2年11月2日（月）午後3時  
（土日・祝日を除く、8時30分～17時まで。）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

### (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和2年11月2日（月）午後3時

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参に限る。

### (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和2年11月25日（水）午後3時

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参に限る。

## 6 その他

- (1) 参加表明書及び提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は提出者の負担とし、世田谷区では一切負担しない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (5) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (6) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査の対象としない。
- (7) 提案書の提出後であっても、審査に必要がある場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
- (8) 区は、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 選定結果は、公表する。
- (10) 詳細は説明書による。

## 別紙

| 課題      | 取り組むタスク   | 手法   | 各役割<br>(区、センター、運営事業者)   | 準備期<br>(令和2年12月～) | 実証実験期<br>(令和3年2月～) |         | 本格実施(安定期)<br>(令和4年1月～) |
|---------|---|--|---|-------------------|--------------------|---------|------------------------|
|         |   |  |   | 0期(12月～)          | 1期(2月～)            | 2期(4月～) |                        |
| 課題<br>1 | 運営事業者のGBER活用におけるノウハウの蓄積、円滑なチーム就業やマッチングの確立                 | ①地域実装方法の策定と実践、フィードバックに関する定期的な議論                                    | 3者：GBERの地域実装のノウハウの共有や事業の説明、運営体制の確認<br>運営事業者：議論をまとめた報告書の作成。  | ◎                 | ◎                  | ◎       | ○                      |
|         |   | ②マッチング調整、報酬支払い等業務フローの確立と作成   | 運営事業者：業務フローを確立し運営ができるようにする。(例：求人事業者向けの説明書、フローパッケージの作成等を行う。)また、実証実験期までに利用者や求人事業者向けのヘルプデスク(平日日中での連絡)を設ける。   | ◎                 | ◎                  | ◎       | ○                      |
|         |   | ③ ①、②の各種管理、連絡調整  | 運営事業者：3者間での連絡調整や各種管理、求人事業者や利用者(ワーカー)とのやり取りなど、全体の管理。なおヘルプデスク業務と兼務で行うことも可。  | ◎                 | ◎                  | ◎       | ○                      |
| 課題<br>2 | 「区内で就業提供を行う事業者及び団体」※のGBER活用におけるノウハウの蓄積                    | 地域実装方法の策定と実践、フィードバックに関する定期的な議論                                     | 3者：GBERの地域実装のノウハウの共有や事業の説明、運営体制の確認<br>運営事業者：議論をまとめた報告書の作成。  | ◎                 | ◎                  | ◎       | ○                      |
| 課題<br>3 | 求人事業者側の仕事の切り出し方(求人事業者への仕事の切り出しの提案と案件化)でのノウハウの蓄積(意識の変化の醸成) | 【準備期】5つの仕事の 카테고리※に合わせた事例の形成と評価                                     | 区：区主催会議等での求人事業者への働きかけ<br>審査基準の作成に対する助言<br>運営事業者：求人事業者の開拓と仕事の切り出しの提案と案件化、ヒアリング調査、マッチング調整、評価の実施及びその記録と考察や分析を含めた報告書の作成。それらをもとに仕事の切り出しの手法(5つ以上のサンプル)をフォーマット化する。(区は調査に同行)<br>評価の結果、求人受理の審査基準を作成する。事業目標達成にむけた、ヒアリングシートの作成などの準備、求人事業者の開拓と仕事の切り出しの提案と案件化および営業資料作成等まとめ業務を含む。 | ◎                 |                    |         |                        |
|         |   | 【実証実験期以降】準備期の手法を活かす  | 運営事業者：求人事業者の開拓と仕事の切り出しの提案と案件化、審査、マッチング調整  |                   | ◎                  | ○       | ○                      |
| 課題<br>4 | 心に訴える仕事情報の作成技術の研究、ノウハウの蓄積(ヒューマンインターフェイス)                  | ライター、編集(労働市場には現れにくい潜在層に確実にリーチし、心を震わせる企業のストーリーや体験を「編集力」で伝え、共感してもらう) | 運営事業者：求人のライター、編集業務を行う。課題3と連動して、実証実験期までは求人化から評価(求人企業へのフィードバック)までの一連の流れで、実証実験期は事業者が全案件求人のライティングを担当する。(本格実施で求人側に任せる部分と運営事業者側で調整する部分の切り分けなど事業のブランディングを含め全体のバランスを検討していく)<br>センター：研究をベースとした技術提供や意見交換  | ◎                 | ◎                  | ◎       | ○                      |
| 課題<br>5 | 高齢者への認知度の向上   | 区の広報媒体を活用したPR  | 区：広報媒体の掲載、配架調整※<br>運営事業者：PRチラシ、ポスターの作成  | ○                 | ○                  | ◎       | ◎                      |
|         |   | 区民向けのセミナーを年度内に1回以上開催すること。(オンラインでの実施も想定す                            | 区：広報媒体の掲載、配架調整※<br>運営事業者：PRチラシ、ポスターの作成、SNSの活用、参加者   | ○                 | ○                  | ◎       | ◎                      |

|          |                           |  |   |   |   |   |   |
|----------|---------------------------|--|---|---|---|---|---|
|          |                           | る)   | の申し込み受付対応<br>センター：ウェブサイトでの周知、セミナーの開催（セミナーで使用するマニュアル等の作成を含む）   |   |   |   |   |
| 課題<br>6  | シニア人材の情報<br>リテラシーの向上      | 利用対象者への利用講習会（月に1回程度の<br>定期的な開催）（オンラインでの実施も想定<br>する）  | 区：広報媒体の掲載、配架調整※<br>運営事業者：PR チラシ、ポスターの作成、SNS の活用、参加者<br>の申し込み受付対応、講習会の実施（講習会で使用するマニユ<br>アル等の作成を含む）<br>センター：ウェブサイトでの周知、運営事業者へ講習方法やノウ<br>ハウを説明 | ○ | ○ | ◎ | ◎ |
| 課題<br>7  | 運営事業者から求人事業者側<br>への認知度の向上 | 区の広報媒体を活用した PR                                       | 区：広報媒体の掲載、配架調整※、求人事業者への働きかけ<br>運営事業者：PR チラシ、ポスターの作成   | ◎ | ◎ | ◎ | ○ |
|          |                           | 求人事業者向けのセミナーを年度内に1回<br>以上開催すること。（オンラインでの実施も<br>想定する） | 区：広報媒体の掲載、配架調整※<br>運営事業者：PR チラシ、ポスターの作成、SNS の活用、参加者<br>の申し込み受付対応<br>センター：ウェブサイトでの周知、セミナーの開催（セミナーで<br>使用するマニュアル等の作成を含む）                      | ○ | ◎ | ◎ | ○ |
| 課題<br>8  | GBER の改修およびメンテナ<br>ンス     | 契約に基づきセンターが行う。                                       | センター：実証実験での利用状況を踏まえた GBER の改修及びメン<br>テナンスを運営事業者と共有する。   | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 課題<br>9  | 地域課題解決型マッチング実<br>施事業者の紹介  | スタートアップ等で展開する市場化したサ<br>ービスを GBER の中で紹介する             | 運営事業者：出店募集、審査、管理調整  | — | — | — | ○ |
| 課題<br>10 | 人材スカウター機能の導入              | 導入に向けた検討状況を共有する。                                     | センター：区及び運営事業者と研究を共有する。  | — | — | — | ○ |

- (注釈) 1 各役割に記載の、運営事業者とは区の事業を受託した事業者を指す。センターとは「国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター」を指す。  
2 各期に記載の記号の意味：「◎」＝該当時期に重点的に取り組む事項、「○」＝該当時期に重点ではないが取り組む事項、「—」＝該当時期では積極的に取り組まなくてよい事項  
3 事業実施において必要な器具等については、運営事業者が用意する。消耗品以外のOA機器関連、什器については、原則レンタルまたはリースにより調達しその経費は契約金額に含まれる。  
4 セミナーなどの実施にあたり、感染症等の流行状況によっては、オンラインで実施することを想定すること。

※「区内で就業提供を行う事業者及び団体」については、説明書の4. 本事業の条件（2）②を参照。

※5つの仕事カテゴリーについては、説明書の4. 本事業の条件（2）①を参照。

※区の広報媒体の掲載と配架調整について

- ・本格実施直前に区民全体への周知を想定し、下記①から⑥までの広報を1回行う予定。いずれもチラシやポスターの作成、印刷、納品は運営事業者が行う。
  - ・本格実施前以外については、下記②から⑥までの広報を区と調整して選択して行う予定。（②から⑥までの広報は随時全て行うことができる。）
- ①区内回覧板（必要チラシ数 A4 2 万枚）…約 1 6 0 か所の町会に約 2 万枚のチラシを回付する（約 1 6 0 か所の町会へのチラシの郵送は運営事業者が行う。送付先は区が指示する。）  
②区民施設への配架（必要チラシ A4 千枚）…区民施設約 1 5 0 か所にチラシを配架する（発送は区が行う。）  
③広報板の掲載（必要チラシ数 A4 1 0 0 ～ 2 0 0 枚）…区内の広報板に 2 0 日間チラシを掲示する。（掲示は区が行う。）  
④世田谷線駅ポスター（必要チラシ数 B3×2 枚）…東急世田谷線の駅に 1 5 日間ポスターを掲示する。（掲示は区が行う。）  
⑤三軒茶屋連絡通路ポスター（A2×3 枚）…三軒茶屋の連絡通路に 2 0 日間ポスターを掲示する。（掲示は運営事業者が行う。）  
⑥区のお知らせ…世田谷区の広報誌に掲載する。（区が行う。）